伊予市立佐礼谷小学校いじめ防止基本方針

令和８年度

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のため次の２点を基本姿勢として対策を講じる。

① いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

② いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

小規模校である実態から、基本的に全教職員ですべての事案に対応する。

【家庭地域等】

教育後援会
学校評議員
民生児童委員
健全育成協議会　等

【外部専門家】

教育相談員
療育相談員
伊予警察署
弁護士　等

【関係機関】

伊予市教育委員会
伊予市福祉事務所
伊予市青少年センター
こども家庭センター
医療機関　等

【いじめの未然防止】

いじめを未然に防止するためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

① 学級経営の充実
- ○ 学級集団作り・・・　＊居場所づくり・絆づくり　　＊話合い活動・学級会活動の充実
- ○ 分かる授業づくり・・・　＊基礎的・基本的事項の確実な習得　　＊意見を発表し合える場の設定

② 道徳教育・人権教育の充実
- ○ すべての教育活動を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ○ 道徳の授業を通して、自己肯定感を高める。

③ 自然体験・交流体験、特別活動の充実
- ○ 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感させるとともに、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

④ 相談体制の整備
- ○ 全教職員で児童に関わるとともに、情報交換を密にし、共通理解を図る。
- ○ 教育相談員との連携を密にし、具体的な相談活動の充実を図る。
- ○ 「心の健康調べ」を実施し、児童一人一人の理解に努める。

⑤ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
- ○ 情報モラル教育を充実させる。

⑥ 学校間の連携協力体制の整備

【いじめ防止対策年間計画】

一学期	（毎月）　「心の健康調べ」の実施、子どもの悩みを汲み取る機会を設ける。
	（毎月）　「ジブンミカタプログラム」を積極的に活用する。（５・６年生）
	（４月）　教育後援会総会・学級ＰＴＡ
	（５月）　教育後援会理事会①　学校運営協議会①
二学期	（７月）　教育後援会理事会②　学校運営協議会②
	（８月）　学校運営協議会③
	（９月）　佐礼谷教育後援会教育を語る会・佐礼谷校区青少年健全育成協議会
三学期	（１０月）教育後援会理事会③　人権・同和教育懇談会（参観日）
	（１１月）学校運営協議会④
	（２月）　学校運営協議会⑤
	（３月）　教育後援会理事会④

【早期発見】

児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有するとともに、情報に基づき速やかに対応する。

○　日々の観察
　＊　子供たちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
　＊　全教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、小さな変化を見逃さない。
○　日記や連絡帳の活用
　＊　日記や連絡帳の活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を築く。
○　教育相談の実施
　＊　子どもが日頃から気軽に相談できる環境を作るとともに、教育相談員と連携し教育相談の充実を図る。
○　「心の健康調べ」の実施
　＊　アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、随時実施する。
　＊　アンケート結果を全教職員で共有し、早期対応に努める。
○　「ジブンミカタプログラム」（５・６年生）を毎月実施
　＊　プログラムを通じて児童の人間関係構築力を育成し、児童も未然防止・早期発見に寄与する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

①　いじめ問題を発見した場合は、早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア　正確な実態把握
　＊　当事者双方、周りの子どもから、個々に聞き取り記録する。
　＊　全教職員で情報を共有し、事案を正確に把握する。

イ　指導体制、方針決定
　＊　全教職員で指導のねらいを明確にし、指導体制を整える。

ウ　子どもへの指導
　＊　いじめられた子どもを保護し、養護教諭や教育相談員と連携しながら心のケアを図る。
　＊　いじめた子どもに対しては、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
　＊　傍観者の立場にいる子供たちにも、「いじめているのと同様である」ということを指導する。

エ　保護者との連携
　＊　いじめ事案解消のための具体的な対策について説明し、保護者の協力を求める。

オ　今後の対応
　＊　心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校運営を行う。
　＊　児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を実施するとともに、日常的な取組を継続する。

②　いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

③　いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、伊予警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	＊子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付く。 ＊子どものがんばりを認めて褒める。児童が不適切な言動をとった時には、毅然とした態度で叱る。
地域に求めること	＊子供たちへの積極的な挨拶と声掛けの依頼。 ＊校外、地域での子供たちに関する情報提供。